

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各都道府県警察の長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁暴発第20号
平成27年1月30日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

建設業等からの暴力団排除に関する地方整備局等との連携強化について

建設業又は宅地建物取引業（以下「建設業等」という。）を営もうとする者が、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設けて営業をしようとする場合にあっては、国土交通大臣が行う建設業許可又は宅地建物取引業免許（以下「許可等」という。）を受けなければならない。これまで各都道府県警察においては、許可等の事務を担う各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局（以下「地方整備局等」という。）と合意書を締結し、暴力団員該当性の照会に対応してきたところ、建設業法及び宅地建物取引業法（以下「建設業法等」という。）が改正され、平成27年4月1日に施行されることから、以下のとおり従来の運用を見直すこととするので、各都道府県警察にあっては、地方整備局等との連携を強化し、暴力団排除対策の徹底を図られたい。

なお、本通達に並行して、国土交通省土地・建設産業局建設業課長及び同不動産課長連名で別添1「建設業許可及び宅地建物取引業免許に係る暴力団排除の実施について」（平成27年1月30日付け国土建推発第49号、国土動指発第72号）が発出されているので参考とされたい。

記

1 合意書の見直し

今般の建設業法等の改正を受け、合意書の見直しが必要となることから、各都道府県警察にあっては、地方整備局等と調整の上、別添2「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書（案）」を参考として、合意書の見直しを行うこと。

2 照会・回答

照会については、これまで同様、地方整備局等から許可等対象者の本店所在地を管轄する都道府県警察に対して行われることとなる。各都道府県警察において、合意書に基づく照会を受理した際は、速やかに警察庁情報管理システムによる確認を行うとともに、必要に応じて補充調査を行うなど、迅速かつ正確な回答に努めること。

なお、照会の受理に当たっては、照会事項を電子データで記録した電磁的記録媒体の添付を求めるなど、相互の円滑な連携に配慮すること。

3 積極的な通知

許可等を受けている事業者が欠格要件に該当する事実を把握したときは、地方整備局

等に対して積極的な通知を行うこと。

4 留意事項

(1) 適切な保護措置等

許可等の却下や取消等を行う際に地方整備局等の担当者から相談等を受理した場合には、適切な指導、助言等を行うとともに、関係者の保護等必要な措置を講ずること。

(2) 情報管理の徹底

照会書や電磁的記録媒体等の受け渡しについては、紛失等による情報漏洩を防止する観点から手交を原則とすべきであるが、遠隔地等の事情で手交により難しい場合には、地方整備局等と協議の上、書留郵便等を利用するなど情報管理に万全を期すこと。

(3) 事件化の検討

建設業法等では、許可等の不正取得や虚偽書類の提出に罰則規定が設けられていることから、これらに該当する事実を把握したときは、積極的に事件化を検討すること。

別添1

平成27年1月30日

国土建推発第49号

国土動指発第72号

各地方整備局等建設業担当部長 あて

土地・建設産業局建設業課長

土地・建設産業局不動産課長

建設業許可及び宅地建物取引業免許に係る暴力団排除の実施について

建設業及び宅地建物取引業からの暴力団排除については、これまでも警察当局との緊密な連携のもとに積極的な取組を実施してきたところであるが、今般、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により建設業法（昭和24年法律第100号）が、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成26年法律第81号）により宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）が、それぞれ改正され、ともに平成27年4月1日に施行されることから、当該改正内容を踏まえ、従来の「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除の実施に係る合意書（案）」の見直しを行い、別添のとおり、新たな合意書（案）を作成した。

については、これを参考とし、速やかに所管地域の各警察本部との合意書を締結されるよう、所要の準備を進められたい。

なお、本通知の内容については、警察庁と協議済みである。

※ 別添省略

建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書（案）

国土交通大臣の行う建設業の許可及び宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）の免許（以下「許可等」という。）からの暴力団排除を徹底するため、（〇〇地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長）と（警視庁組織犯罪対策部長、〇〇道府県警察本部長）は、相互の連絡協議体制の確立について、以下のとおり合意する。

記

（許可等からの排除対象者）

第1 許可等からの排除対象者は、次のとおりである。

- （1） 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- （2） 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員（等）を含む。）が暴力団員等に該当するもの
- （3） 法人でその役員（等）又は政令で定める使用人のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの

※ 建設業法（昭和24年法律第100号）における表記は「役員等」であり、その定義は「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされている（同法第5条）。宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）における表記は「役員」であり、その定義は「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」とされている（同法第5条）。

※ 政令で定める使用人とは、建設業については、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条において支配人及び支店又は営業所の代表者とされており、宅建業については、宅地建物取引業法施行令（昭和39年政令第383号）第2条の2において宅地建物取引業者の使用人で、宅建業に関する事務所の代表者とされている。

- （4） 個人で政令で定める使用人のうちに、暴力団員等に該当する者のあるもの
- （5） 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（許可等に係る照会手続）

第2 （〇〇地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局）で建設業の許可を主管する課の長及び宅建業の免許を主管する課の長（以下「地方整備局建設産業課長等」という。）は、許可等を受けようとする者又は許可

等を受けている者（以下「許可等対象者」という。）が排除対象者に該当するか否かについて、許可等対象者の本店所在地を管轄する（警視庁又は〇〇道府県警察本部）の暴力団対策を主管する課の長（以下「暴力団対策主管課長」という。）に対し、照会書（別記様式第1号）により照会することができるものとする。

なお、照会を行う場合は、原則として、照会内容を電子データで記録した電磁的記録媒体を添付して行うこととする。

（許可等に係る照会への回答）

第3 暴力団対策主管課長は、第2の照会を受けたときは、許可等対象者が排除対象者に該当するか否かについて確認した上、その結果を地方整備局建設産業課長等に対し、回答書（別記様式第2号）により速やかに回答するものとする。

（暴力団対策主管課長からの通知）

第4 暴力団対策主管課長は、許可等対象者が排除対象者に該当すると認める事実を確認したときは、地方整備局建設産業課長等に対し、通知書（別記様式第3号）により通知することができるものとする。

（情報管理の徹底）

第5 地方整備局建設産業課長等と暴力団対策主管課長は、照会等で用いる書面や電磁的記録媒体の紛失等による情報漏洩を防止するため、情報の管理に万全を期すこととする。

（相互の連携）

第6 地方整備局建設産業課長等と暴力団対策主管課長は、許可等からの暴力団排除を徹底するため、相互に緊密な連携を図ることとする。

（その他）

第7 地方整備局建設産業課長等と暴力団対策主管課長は、本合意書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

（運用開始日）

第8 本合意書は、平成27年4月1日（改正法施行の日）から運用を開始する。

平成〇年〇月〇日

〇〇地方整備局長（北海道開発局長、沖縄総合事務局長）

〇 〇 〇 〇

警視庁組織犯罪対策部長（〇〇道府県警察本部長）

〇 〇 〇 〇

別記様式第1号

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(暴力団対策主管課長) 殿

(地方整備局建設産業課長等) 印

照 会 書

「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書」(平成〇年〇月〇日付)に基づき、別紙一覧表に記載の照会対象者が、建設業の許可(宅地建物取引業の免許)からの排除対象者に該当するか否かについて照会します。

※ 照会対象者の一覧表を添付するものとする。

別記様式第2号

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(地方整備局建設産業課長等) 殿

(暴力団対策主管課長) 印

回 答 書

「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書」(平成〇年〇月〇日付)に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号で照会のあった件について、下記のとおり回答します。

記

○ 該当する事由がある場合

- 1 下記の照会対象者は、排除対象者に該当する事由があると認められる。
商号又は氏名、代表者名
- 2 その他の照会対象者は、排除対象者に該当する事由があると認められない。

○ 該当する事由がない場合

いずれの照会対象者も排除対象者に該当する事由があると認められない。

別記様式第3号

文書番号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

(地方整備局建設産業課長等) 殿

(暴力団対策主管課長) 印

通 知 書

「建設業・宅地建物取引業からの暴力団排除に関する合意書」(平成〇年〇月〇日付)に基づき、以下のとおり通知します。

記

- 1 排除対象者
商号又は氏名、代表者名
- 2 排除対象者に該当する事由があると認めた理由
合意書第1-(〇)に該当する事由があると認めたため。
- 3 その他(必要により記載)